

厚生労働大臣が定める掲示事項（2025.5.1 現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 管理者の氏名

院長 須貝 拓朗

2. 診療科目

精神科・神経科・内科・歯科

3. 診療日

月曜日から金曜日

第1・第3土曜日

4. 診療時間

月曜日・火曜日 午前 9時30分～12時30分

午後 1時30分～4時30分

水・木・金曜日 午前 9時30分～12時30分

第1・第3土曜日 午前 9時30分～11時30分（再診のみ）

5. 休診日

日曜日、祝祭日、第1・3以外土曜日、年末年始（12月31日～1月3日）、夏期（8月13～8月15日）

6. 病床数

合計222床（認知症治療病棟60床、精神療養病棟108床、精神病棟入院基本料54床）

7. 入院基本料に関する事項

看護体制

○精神病棟入院基本料 15 対 1

1 日に 11 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

また、1 日に 4 人以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間帯毎の看護職員および看護補助者の配置は以下の通りです。

・朝 8 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

・夕方 17 時～朝 8 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。

・朝 8 時～夕方 17 時まで、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。

○精神療養病棟入院料

1 日に 11 人以上の看護要員（看護師及び准看護師看護補助者）が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。

・朝 8 時～夕方 17 時まで、看護職員、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。

・夕方 17 時～朝 8 時まで、看護職員、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 27 人以内です。

○認知症治療病棟 I

1 日に 17 人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。

- ・朝 8 時～夕方 17 時まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 5 人以内です。
- ・夕方 17 時～朝 8 時まで、看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。

※当院は原則として、付き添い看護はおこなえない事になっております。

8. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師、看護師等が共同して入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしています。

9. 明細書発行体制について

当院では、算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を交付する体制を整えています。また、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 28 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

10. 関東信越厚生局等への届出事項に関する事項

<各種指定>

- ・精神保健福祉法指定病院
- ・指定自立支援医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・精神科救急医療施設
- ・協力型臨床研修指定病院（医師臨床研修）

<基本診療料の施設基準>

- ・精神病棟入院基本料
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算
- ・療養環境加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神療養病棟入院料
- ・認知症治療病棟入院料 I
- ・認知症夜間対応加算

<特掲診療料の施設基準>

- ・薬剤管理指導料
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・医療保護入院等診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・入院ベースアップ評価料Ⅰ6

<その他の届出>

- ・酸素の購入価格の届出

<入院時食事療養>

- ・入院時食事療養（Ⅰ）

<歯科>

- ・CAD／CAM冠
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合は、薬剤名等の記載を省略する届出

11. 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

- ・朝食 7時30分から
- ・昼食 12時00分から
- ・夕食 18時00分から

入院時食事療養費標準負担額

区分	1食当たり負担額
一般の方 ※1	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	300円
住民税非課税世帯の方	240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	190円
住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者	110円

※1 平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間（平成28年4月1日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む）260円になります。

12. 一般名処方加算に係る院内掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品以下略）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、処方箋には銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載しております。保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さんに適切に医薬品を提供することができます。ご不明な点がございましたら、当院職員にご相談ください。

13. 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月1日から後発医薬品がある長期収載品（先発医薬品）の処方を患者さんが希望される場合、特別の料金（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）を選定療養としてお支払いいただくこととなります。

14. 医療情報取得加算について

当院は、マイナンバー保険証を利用した、オンライン資格確認システムを導入しております。オンライン資格確認システムを通じ、診療情報・薬剤情報を取得・活用する事により質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用するためにマイナンバー保険証の利用をお願いします。

15. ご意見箱の設置について

当院では、外来待合室や各病棟にご意見箱を設置し、みなさまのご意見ご要望等を受け付けています。

16. 敷地内全面禁煙について

当院は、敷地内全面禁煙となっておりますのでご協力をお願いいたします。

17. 保険外負担に関する事項について

当院では、下記の項目について実費のご負担をお願いしています。

<任意予防接種料>

インフルエンザ予防接種料 (市町村や年齢により異なります)	1回	1,650円～
高齢者肺炎球菌予防接種料 (市町村や年齢により異なります)	1回	4,640円～
新型コロナ予防接種料 (市町村や年齢により異なります) (65歳以上の方 3,800円～)	1回	15,000円

<文書作成料>

診断書・証明書:簡易なもの (一般診断書・自立支援医療用診断書等)	1通につき	2200円
診断書・証明書:複雑なもの (簡易保険・生命保険等)	1通につき	3300円
診断書・証明書:特殊なもの (生命保険・障害年金診断書等)	1通につき	5500円
死亡診断書	1通	3300円

<私物洗濯代>

コインランドリー使用料	1回につき	100円
くつ下	1足につき	20円
タオル、その他小物	1点につき	50円
下着・腹巻・ズボン下	1点につき	80円
Tシャツ、ポロシャツ、ブラウス、バスタオル	1点につき	100円
トレーナー(上)、つなぎ服	1点につき	200円
トレーナー(下)、スカート、ワンピース	1点につき	150円
ズボン	1点につき	350円
ジャンパー	1点につき	450円
サンダル	1点につき	150円
くつ	1点につき	300円

<死後処置料>

死後処置料	1回	5500円
-------	----	-------

<その他>

病院車使用料 ※旧村上市内のみ	1往復につき	2000円
預かり金管理費及び日用品購入業務委託料	1日につき	50円

なお、当院では、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等..の曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。

18. 個人情報の保護について

当院では、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、必要な診療情報などの個人情報を適正に利用・管理しています。当院で管理している患者さんの個人情報の利用目的については、以下の通りとなっていますのでご了解いただきますようお願いします。

当院における個人情報の利用目的

◎医療提供

- ▲当院での医療サービスの提供
- ▲他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▲他の医療機関等からの照会への回答
- ▲患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▲検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▲ご家族等への病状説明

▲その他、患者さんへの医療提供に関する利用

◎診療費請求のための事務

▲当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託

▲審査支払機関へのレセプトの提出

▲審査支払期間又は保険者からの照会への回答

▲公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

▲その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

◎当院の管理運営業務

▲会計・経理

▲医療事故等の報告

▲当該患者さんの医療サービスの向上

▲入退院等の病棟管理

▲その他、当院の管理運営業務に関する利用

◎企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

◎医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届け出等

◎医師・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎当院内において行われる医療実習への協力

◎医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

◎外部審査機関への情報提供

付記

- 1- 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2- お申し出のないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3- これらのお申し出は、あとからいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

なお、お申し出について、当該利用目的に利用しなければ業務に支障が生じる場合にはご希望に添えないこともございます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口までお問合せください。